

渋川市店舗改装等助成事業制度の概要

【制度の概要】

地域住民の買物及び生活環境を改善し、集客力の強化による経営の安定化及び店舗機能の維持又は向上を図ることを目的として、店舗を改装しようとする小規模事業者に対し、予算の範囲においてその費用の一部を補助するものです。

【受付期間】

令和3年6月1日（火）～6月18日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日を除く。）

【受付場所】

渋川市商工振興課（第二庁舎2階）

【主な対象条件】

項 目	内 容
対 象 者	<ul style="list-style-type: none">・ 商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条第1項第2号の規定に該当する市内の会社及び個人事業主・ 当該店舗の所有権その他の使用権限を有すること・ 交付申請前までに渋川商工会議所又はしづかわ商工会による経営相談を受けていること・ 渋川市暴力団排除条例第2条第1号に定める暴力団に関係するものでないこと・ 市税を滞納していないこと
対 象 店 舗	<ul style="list-style-type: none">・ 市内で小売業、飲食サービス業、生活関連サービスを営む来客型店舗であること※ フランチャイズチェーン契約店舗、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出が必要な業態の店舗を除く。
対 象 工 事 等	<ul style="list-style-type: none">・ 市内の施工業者及び販売業者を利用し、集客力の強化による経営の安定及び店舗機能の維持又は向上を図るための内装及び外装等の工事や建物と一体となって機能する機器等の購入設置（別表参照）・ 関係法令及び公序良俗に反していないこと。※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額（備品購入は単価）が30万円以上であること

【補助金額】 補助対象経費の1/2の額（上限50万円）

【申請に必要な書類等】

- ① 渋川市店舗改装等助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 店舗の所有権その他の権限を証明する書類

- ※ 賃貸借契約書の写し等
- ③ 店舗改装に係る共有者全員の同意書（様式第2号）
 - ※ 改装する店舗（共同所有物件）を借りて営業している場合
- ④ 店舗改装に係る店舗の所有者の同意書（様式第3号）
 - ※ 改装する店舗を借りて営業している場合
- ⑤ 渋川市店舗改装等助成事業補助金の交付申請に係る同意書（様式第4号）
 - ※ 申請書記載の内容及び申請者の納税状況等の調査に対する同意書です
- ⑥ 工事見積書の写し（内訳の分かるもの）
- ⑦ 付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）並びに事業計画書（改修工事の内容及び工程の分かるもの）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

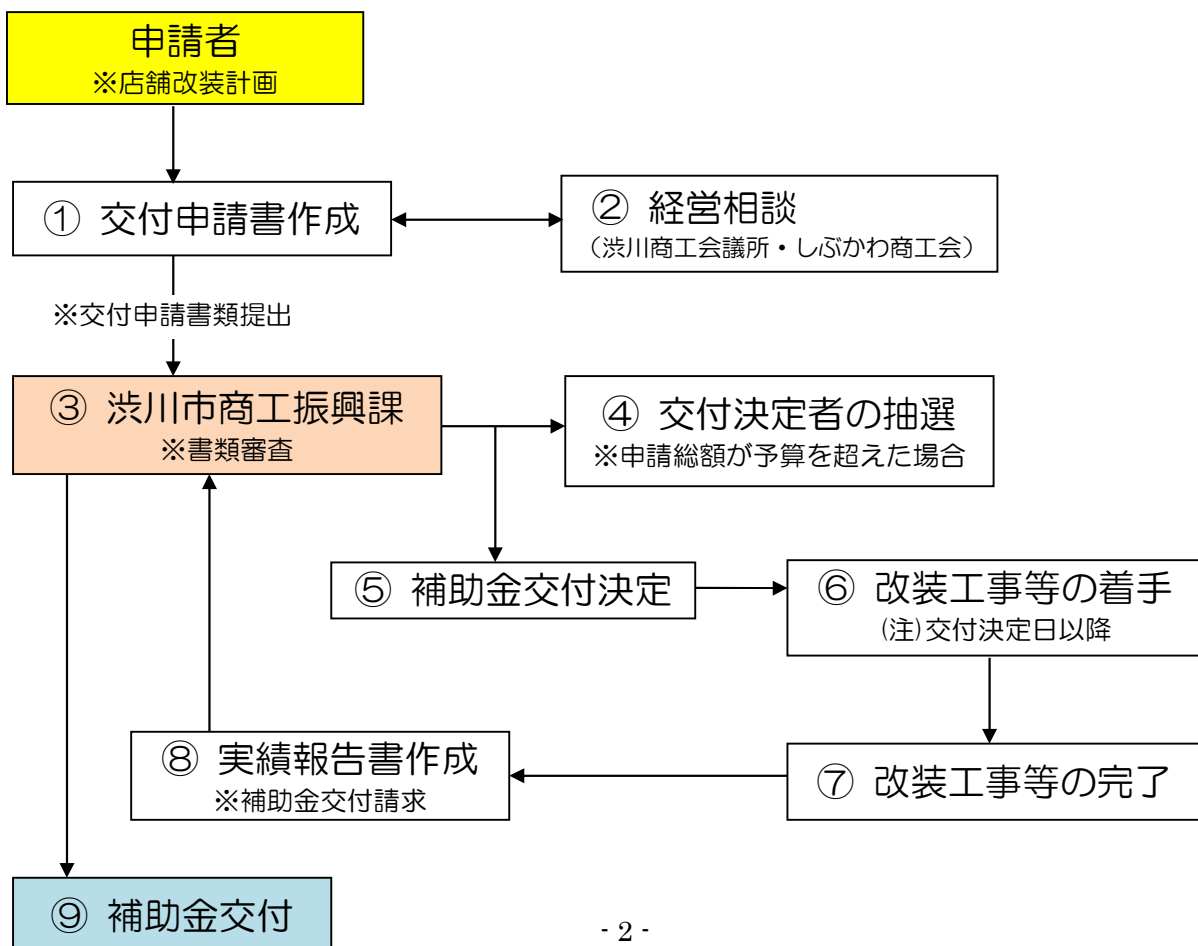
【補助金の交付決定】

受付期間内の補助金の申請総額が予算額を超えた場合は、抽選により交付決定を行います

【実績報告に必要な書類等】

- ① 渋川市店舗改装等助成事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ② 補助対象経費を支払ったことが分かる書類（内訳の分かるもの）
 - ※ 工事明細書、請求書及び領収書等の写し
- ③ 施工後の状況写真
- ④ その他市長が必要と認める書類
- ⑤ 通帳の写し（口座番号及び口座名義人の振り仮名が確認できるページ）
 - ※ 補助金交付後、3年間は補助金効果検証報告書（様式第9号）の提出が必要です。

【申請から補助金の交付までの流れ】



別表

区分	工 事 内 容
増築	既存の店舗部分の存しない箇所に、新たに店舗部分を建築する工事
改築	既存の店舗部分の一部を取り壊し、当該店舗部分が存した箇所に店舗部分を改めて建築する工事
改修	<p>1 店舗の耐久性を高める工事</p> <p>(1) 基礎、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p>
	<p>2 店舗の安全性又は防災上必要な工事</p> <p>(1) 柱、梁等について有効な補強を行う工事</p> <p>(2) 筋かい、火打ち等による補強工事</p> <p>(3) 外壁を防火構造とする改修等、防火性能を高める工事</p> <p>(4) 屋根を不燃材で葺き替える等の工事</p> <p>(5) 避難設備、防火設備又は換気設備等の工事</p> <p>(6) その他安全上又は防災上必要な工事</p>
	<p>3 店舗機能の向上を図るための工事又は店舗の衛生上必要な工事</p> <p>(1) ふすま、障子、網戸又は畳の張り替え</p> <p>(2) 床材、内壁又は天井の貼り替え、内装の塗装工事</p> <p>(3) 扉の交換工事</p> <p>(4) 窓ガラス又はサッシの交換工事</p> <p>(5) ドアの電動化工事</p> <p>(6) 店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事</p> <p>(7) 看板又はオーニング（日よけ）の修復及び設置工事</p> <p>(8) 厨房等の改修工事</p> <p>(9) 給排水及び衛生設備工事</p> <p>(10) 空調設備工事（埋込式など店舗と一体となって機能するもの）</p> <p>(11) 環境負荷低減に資する工事（断熱、LED照明設置による省力化やCO₂削減による環境への配慮等を目的とした工事をいう。ただし、太陽光発電設備は対象外とする。）</p>
	<p>4 共生社会の実現に資する店舗の工事</p> <p>(1) 段差解消、スロープ等の設置又は改修工事</p> <p>(2) バリアフリー構造上必要な店舗前及び駐車場の舗装工事</p> <p>(3) 車いす専用カウンター等の設置又は改修工事</p> <p>(4) 多機能トイレ等の設置又は改修工事</p> <p>(5) その他共生社会の実現を目的とし、この要綱の趣旨に適すると市長が認める改修工事</p>

	<p>5 店舗の感染症の予防対策を目的とする工事</p> <p>(1) 飛沫感染防止を目的として実施する改修工事</p> <p>(2) 密閉空間を作らないことを目的として実施する改修工事</p> <p>(3) 接触機会の低減を目的として実施する改修工事</p> <p>(4) ソーシャルディスタンスの確保を目的として実施する改修工事</p> <p>(5) その他感染症防止対策を目的とし、この要綱の趣旨に適すると市長が認める改修工事</p>
備品購入	<p>当該店舗で営む事業に直接関係する備品の購入</p> <p>消費税及び地方消費税に相当する額を除いた取得価格が1点30万円以上の備品購入（容易に移動又は移設可能なものを除く。）</p>
その他	<p>【補助金の対象とならないもの】</p> <p>① 改装に伴う設計費、契約に関する諸経費、その他備品（レジスター、パソコン、ファクス、ソフトウェア、事務用品、什器等）の購入費</p> <p>② その他店舗が必要であると認められないもの</p>

※ 店舗には、店舗運営に必要な倉庫及び店舗と同一敷地内の看板を含みます。